管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長　加　藤　　誠

広島県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のとおり改正する。

別表第一知事部局の部中

「

局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官	一種
部長 会計管理者 危機管理監	二種
課長 担当課長 減災対策推進担当課長 大学教育振興担当課長 子供未来戦略担当課長 土砂法指定推進担当課長 政策監（人事委員会の定めるものに限る。）	三種

」

を

「

局長 危機管理監 経営戦略審議官 都市建築技術審議官	一種
部長 会計管理者	二種
課長 担当課長 減災対策推進担当課長 大学教育振興担当課長 子供未来戦略担当課長 地域支え合い担当課長 ため池・農地防災担当課長 土砂法指定推進担当課長 政策監（人事委員会の定めるものに限る。）	三種

」

に改める。

「

参与 課長 センター長 県立学校改革担当課長	一種

」

を

「

参与 課長 センター長 個別最適な学び担当課長	二種

」

に改める。

別表第二イの表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当の額
七級	一種	十三万円
六級	二種	十一万円
五級	三種	八万五千円（地方機関の次長等の職を占める職員にあつては七万五千円）
	四種	七万五千円（人事委員会が別に定める職を占める職員に限る。）
四級	四種	五万円（地方機関の次長等の職を占める職員にあつては四万円）
	五種	四万円
三級	六種	三万五千円

附　則

この人事委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。